

# 第1回山北町第5次総合計画審議会 会議録（案）

○日 時 平成25年3月29日（金） 午後1時から4時

○場 所 山北町役場4階 401会議室

## 1 開会（参事兼企画財政課長）

- ・ 開会に先立ち事務局から自己紹介をした。
- ・ 地方自治法により総合計画の策定義務がなくなったが、山北町ではまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、山北町自治基本条例第14条の規定に基づき、第5次総合計画を策定することになったため、委員となった皆さまには様々な意見を出してもらいたい。
- ・ 審議会の所掌事務は審議会規則第2条のとおりである。

## 2 湯川町長あいさつ

- ・ 山北町自治基本条例第14条に基づき第5次総合計画を策定するが、私の希望は山北町を元気な町にしたいということのため、皆さまの知恵を借りたい。
- ・ アンケート結果にもあるとおり、山北町は自然溢れる素晴らしい町と評価されているため、第5次総合計画は、町民が住みやすい、誇りに思える町としていきたい。
- ・ 町が整備している施設単独でなく、それらを関連付けて有機的につながるような町にしていきたいと思っている。

## 3 東副町長あいさつ

- ・ 審議委員の皆さまの思いを含めて、総合計画の中にまとめ上げて行ければと考えている。

## 4 委嘱状交付

- ・ 町長から各審議委員に委嘱状を交付。

## 5 委員自己紹介

- ・ 席次順に自己紹介をした。連合自治会長会の代表は4月10日に開催される連合自治会長会議で代表者が選ばれるため、次回の会議で報告する旨を事務局から説明した。

## 6 会長選出（資料3について事務局から説明）

- ・ 総合計画審議会規則第5条第1項の規定に基づき、委員の中から会長を互選することとなった。

《意見》

A委員： 地方自治法では総合計画策定の条文が無くなったので、場合によっては

首長の選挙公約等をもって総合計画にするという自治体もある。その背景に計画を作る以上は実行して行かなければならない。また、その計画を実行する主導的な立場にあるのが行政である。ここにいる委員はその計画を実行する際に協力を依頼する団体、または、それぞれの立場からパブリックコメント的に意見を言うというイメージが強い。そのような意味もあり、総合計画審議会の会長は、町長か副町長が就任して主導しながら実施するのがベストと考える。

事務局：総合計画は、庁内会議で全職員からの意見を出しながらある程度の案を作りあげ、考え方やどのようなまちづくりをしたいかを出している。審議会は本来、町の考え方に対して様々な意見を出してもらえる場だと思っている。まちづくりをするために町長の考えを前面に出す必要があるとの意見だが、事務局としては副町長には審議会委員の立場で行政側の意見を述べてもらい、内容については審議会の中で練ってもらいたいと考えている。

事務局(案)としては、様々な意見を冷静に交通整理してもらう必要があるため、学識経験者の出雲委員にお願いできないかと考えている。

B委員：A委員の意見も分かるが、町が決めた案を如何に浸透させるかということになりかねないため、町側の考え方と、それ以外の考え方をすり合わせることが理想だと思うので、出雲委員にリードしてもらうのが妥当だと考える。

C委員：学識経験者は意見をまとめることもするだろうが、他の委員が分からないことを発言してもらうことも必要ではないだろうか。出雲委員には学識経験者の立場から我々の意見を補佐してもらいたい。

また、前々回の審議会は会長が途中交代したが、今回はそのようなことがないようにしてもらいたい。

事務局：出雲委員は政治学等に精通しているが、行政の考えを通してもらいたいとは考えていない。場合によっては審議委員の味方となって行政の考えを否定してもらいたいとも考えている。出雲先生には審議委員の良きアドバイザーになってもらうことを期待している。事務局は、できる限り審議委員の意見を聞いた中で審議しながら作っていきたいと思っている。このような考えで事務局は出雲先生に会長就任をお願いしたいと考えているが如何か。

D委員：事務局(案)でよいと考える。

⇒賛成多数で会長には出雲委員が就任した。

## 7 会長職務代理者の指定 (資料3について事務局から説明)

- ・総合計画審議会規則第5条第3項の規定に基づき会長が指定する者とあるが、従来は審議委員の中から他薦、自薦により選任されていた旨を説明した。

《意見》

A委員： 従来の方法ではどうしても形骸化があるため、新しいやり方が必要ではないだろうか。充て職で審議委員となった方は本分の立場で意見することになるため、職務代理者は行政側から出す方が良いと考える。

C委員： 私もその意見に賛成だが、事務局として何か都合が悪いことがあるのか。  
事務局： 副町長が職務代理者となる場合、先ほどの会長選出の際に説明した内容と矛盾してしまう。

A委員： 行政の代表者が会議を仕切ることに、何も問題はないと思う。

事務局： 行政の立場としては一步引いた立場になりたいと考える。できれば避けたいというのが事務局の考え方である。

E委員： 事務局(案)は考えていないのか。

事務局： 事務局(案)も考えていたが委員から出た意見がある以上は、その意見に対して考えることが必要だと思う。

F委員： 町民の代表者である連合自治会長に就任してもらうのはいかがか。

事務局： これまでに、連合自治会長という意見と、行政側からという意見が出た。規則には会長が指名する者とあるが、皆さんの意見を伺いたい。

A委員： 計画策定だけならよいが、どのように実行するかが問題である。実行責任が重要となる。実行できるように従来の形骸化された体制を見直す必要がある。副町長は県職員をしていたはずで、計画の実行性を高めるためには県との連携も必要だと考える。

G委員： 審議会は第三者的な立場で行政に対するチェック機関、行政に対してもの言う組織だと思う。会長同様に職務代理者についても、行政側からは委員の立場で審議会の席で出席し、行政側の意見を言うという参画の仕方が良いと思う。

職務代理者について、先ほど連合自治会長会代表との意見があったが、その意見の他に地域づくりにも携わっている小賀坂委員は如何か。総合計画審議会と庁内の推進会議とは別の会議のため、行政側でトップになるのはどうかと思う。むしろ、皆さまから様々な意見を聞きながらやり取りをする立場の方が良いと思う。

H委員： 公共的団体の代表者は、その団体によっては任期もあるため、充て職の委員は難しいのではないか。充て職の委員を除く場合、学識経験者の中から職務代理者を選任する方が良いと思う。私はI委員にお願いできないかと思う。

会 長： 本日の会議に出席していれば連合自治会長にお願いするのが良いと思ったが、不在の中で決めるのは不適切だと思う。会長が指名する者とあるが判断しかねる。

事務局： これまでに3名の名前が挙がったが、他にあるか。

I委員： 会長が女性のため、職務代理も女性とするという方法もあると思う。

小賀坂委員： 皆さんの承諾が得られれば職務代理に立候補したいと思うが如何か。

⇒ 賛成多数で会長職務代理者として、小賀坂委員が選任された。

## 8 会長あいさつ（出雲会長）

## 9 職務代理者あいさつ（小賀坂職務代理）

## 10 山北町第5次総合計画の諮問

- ・ 町長が諮問書を読み上げた後、出雲会長に諮問書が手渡された。

## 11 議 事

### (1) 会議の公開について（資料2により事務局説明）

- ・ 審議内容はできる限り公開したいと考えている。4月から施行される山北町自治基本条例第5条に町民に対し広く情報を提供するとしているため、町ホームページでの公開を予定している。
- ・ 資料、委員名簿（住所や電話番号は除く）、審議内容の議事録（概要版）は公開対象とする。なお、議事録は、発言者名を伏せた上で、その内容を一度確認してもらった後の公開を考えている。

#### 《意見等》

会 長 : 審議会について、傍聴の予定はないのか。

事務局 : 今のところ考えていない。

会 長 : 名簿と議事録の公開については、異論がなければ公開としていきたいと思うが如何か。

委 員 : 町民の中にはホームページを閲覧できない方もいるため、HPだけでは足りないと考える。

事務局 : 役場に来庁してもらえれば資料閲覧は可能と考えているが、資料配布は困難と考える。また、広報4月号では第5次総合計画の策定に向けて審議を始めた旨を掲載する。例えば基本構想部分ができた等をできる限り町広報に掲載していきたいと思っている。

会 長 : 町広報に掲載し、その後HPに掲載することでいかがか。

⇒ 会議の公開方法として、町広報への掲載と、その後にホームページ上でも掲載することで了承された。

### (2) 山北町第5次総合計画策定に関する町民アンケート調査報告について（資料2により事務局説明）

- ・ 町民アンケートの対象者は18歳以上の町民。無作為で3,000人を抽出して平成24年9月に実施した。この結果、町人口の1割強にあたる約半数の1,550名から回収できた。
- ・ アンケート結果は総合計画の細部を作る際に活用していきたいと考えている。
- ・ 調査結果については各項目別に整理してあるが、特にPoint欄について確認してもらいたい。
- ・ 自治基本条例について、町広報や座談会等でも周知を図ってきたが、アンケ

ート結果による実際の認識状況は1割超程度で、周知について行政側と住民側とではギャップがあることが分かった。

- ・ 町政の設問について、若い世代は予算の使い方について関心が高いことが分かった。
- ・ 協働のまちづくりの設問について、40～49才では参加したくないという意見が多かったため、総合計画を作成する際に注意しなければ実行性が伴わないものとなりかねないと思われる。

《意見等》

委員： アンケート調査の有効回答率が51%ということで非常に低いように思われる。山北町は選挙をすれば80～85%もの投票率となるが、アンケートでは50%程度になってしまう。前回の調査ではどの程度だったかを教えてもらいたい。

事務局： 前回までは自治会長を通して調査票の回収をしたこともあり、回収率は80%と高かった。回収率が低くなることを危惧しながらも、今回は全件を郵送による回収方法とした。

今回から回収方法を変更したため回収率が低くなったが、全国的でもこの回収方法では概ね50%程度である。例えば介護保険被保険者のようなピンポイントの調査で60～70%となる。訪問回収の場合は約20～30ポイント程度は高くなる。アンケート調査票がP165～180にあるが、回答には約30分程度の時間がかかると思う。これも回収率が50%程度の理由のひとつだと思う。郵送による回収としては妥当な率だと考える。

委員： アンケートの設問内容は他の自治体と似通ったものか、それとも山北町独自のものか。

事務局： 第4次総合計画作成の際もアンケート調査をしているため、設問も第4次総合計画時の調査内容と大きく変更しないものとした。これ以外に、今の時代に則した質問として質問内容を変えたものや、質問のくくりを分ける等をした。例えばP175の問25-4にあるTwitterやSNSは前回調査時には無かったが、今回の調査に合わせて変更した箇所である。

他の自治体で実施している調査内容を参考にしているものもあるが、山北町の設問内容は、地域密着型の設問が多いと考える。

委員： アンケート回答数が設問によって違いがある。設問に対して有効回答が出た内容に差があるためと考えればよいのだろうか。

事務局： 「はい」と回答したのみの方もいれば無回答で空欄もあったため、差が生じている。

委員： 調査対象者について無作為抽出との説明があったが、年代別で各年代が同じ程度になるよう抽出をしたのか。またはそれらを考慮せず、全て無作為抽出としたのか。

事務局： 今回の調査対象は完全無作為抽出とした。論理的には人口分布的と同じ様な形になる。また、無作為抽出とした場合は地域の人口分布にも比例

するという考え方がある。ある地域に偏ることなく、人口規模が違うにも関わらず票を割り振るといった考え方もあると思う。最も合理的に実施できるのが無作為抽出という方法である。

委員：地域別や年代別の回収率はどのようになっているのか。

事務局：アンケートを回収する際もそこまで見ることは少ない。回収されたサンプル数でどのような結果だったのかを見ることになるため、そこまでは確認していない。例えば無作為で出しながら、ある地区の回収件数が一番多く、ある地区の回収率が悪かったということだけでなく、全体的に見てどういった結果だったのかということである。しかし細かな分析をするにはそれらも加味する必要があると考える。

委員：人口分布的に似ているというが、60～70歳代の回答が多いように思える。

事務局：一般的にこのようなアンケートを実施すると、50歳代以上の回収率が高くなる。若い方が答えてくれないというのは、どこの自治体でも言えることである。若年層は予算の使い方について、高年層は計画に関心を持っているようだ。

### (3) 山北町第5次総合計画基本構想骨子(案)について(資料4により事務局説明)

- ・従来の三層構造から二層構造とするため、総論、基本構想の次に、従前の基本計画と実施計画を合わせた基本計画として、分かりやすいものにしたいと考えている。
- ・第2編第5章として重点プロジェクトを新設したい。町長の考えについては重点プロジェクトの中で示していきたい。
- ・なお、第5章や6章にある文言は説明をするためのダミーである。今後事務局が庁内会議を経て審議委員の皆さんに提案させてもらい、審議会での意見を聞きながら決めていくことになる。今回の骨子(案)は組み立てのイメージとして考えてもらいたい。

#### 《意見等》

委員：第5章には新しい事業に関する意見が載せられるのか。

事務局：第5章で町長や行政の思い、町民の思い等を載せたいと考えている。山北町が今後、重点的に進めるまちづくり等の内容について、審議会で決めた上で載せたいと思う。

委員：公募委員から、その様な意見は出たのか。

事務局：色々な意見があると思うため、今後調整させてもらいたい。

会長：内容については変更があるため、枠組みだけを見ればよいということである。

事務局：議題(3)骨子(案)、(4)スケジュール(案)、(5)基本構想(案)については審議委員の意見聴取をすることになる。意見聴取にあたっては別に様式を用意したためFAXやメールで意見を出してもらいたい。今後は

このような形で意見集約をさせてもらいたいと考えている。

委員：意見聴取についてはこれまでもあった。意見提出では、公募委員は意見を出すのが公募以外の母体選出された委員は意見を出さない傾向がある。誰でも一つ二つの意見はあると思うので、審議委員は必ず意見を出してもらいたい。

委員：事務局へのお願いになる。限られた会合の中で計画を作らなければならぬため、漠然と意見を書かせるのではなく、「次回の議題はここまで行うので、この部分について意見を出してもらいたい」等のように、議題を事前に示してもらいたい。一度決めた部分に意見を出すのではなく、議題とする部分について重点的に意見を出させるようにしてもらいたい。そうでなければ期限までに間に合わなくなると思う。

事務局：それについては了解した。しかし、重点プロジェクトや施策大綱について、最初に決めた後で、必要なものも出てくるかもしれない。その際に追加や変更をする余地は残したいと考えている。事務局としても柔軟に対応して計画作成を進めたいと考えている。

委員：ふり返りは必要だが、極力少なくした方が良いと思った。

委員：重点プロジェクトが新設となるが、5章と6章の違いを理解してもらう必要があると思う。6章は分野ごとにどのような仕事を進めていくかで各課からの意見を踏まえたもの。これに対して5章は縦割りではなく行政を横断したものである。例えば定住促進対策だが、住宅対策のほかに少子化対策もあり横断的なものでまちづくりを進めていこうというものになる。

委員：5章は個々の細かいものでないという意味と考える。

委員：他には観光振興対策として、単に客を増やすということだけでなく、物産を作ったり、人が来る道を作る等、総合的観点から考えていった方がよいと思う。

事務局：最初は整理の仕方等が分かりづらいと思うが、審議に関わっていくに連れて見えてくると思う。その中で必要であれば修正する等、柔軟な形で計画作りを進めて行きたいと考えている。

#### (4) 計画策定スケジュール(案)について(資料5により事務局説明)

- ・ 第5次総合計画は、平成24・25年度の2ヵ年事業として作成する。
- ・ 資料収集、各課ヒアリング、座談会については行政が行う。
- ・ 各種団体意見集約は平成25年度事業になるが、担当課を通して意見を聞きたいと考えている。これも行政が行う。
- ・ アンケート調査分析は先ほど説明した資料の内容である。
- ・ 第4次総合計画検証は行政の業務だが、関係各課とのヒアリングは終了しており、現在、結果について分析中である。検証結果については審議委員にも示す予定である。
- ・ 基本構想(案)検討、基本計画(案)検討は事務局で対応するが、秋ごろまで時

間をかけて作ることになる想定している。

- ・ 策定推進会議（会長：副町長）は平行して行うことになる。事務局で検討した基本構想(案)や基本計画(案)について、行政として内部検討をする。そこで出た意見を審議会で検討することになる。
- ・ 総合計画審議会は、本日の会議の他に、7月から10月までの間、毎月1回程度開催したいと考えている。資料では12月までとしてあるが、できれば10月ごろまでに終わらせたいと考えているが、10月までに終わらなければ延ばすことになると思う。
- ・ 4月中に審議委員から意見をもらい、5月の策定推進会議に諮りたいと考えている。
- ・ 議会説明・議決も事務局の業務になるが、基本構想(案)について議決が必要になったためである。平成26年2月か3月の議会で承認を得られなければ平成26年度からの計画実施ができなくなる。
- ・ 概要版の作成や計画書印刷については委託業者が対応する。
- ・ パブリックコメントは12月から1月頃に実施する予定。自治基本条例ではパブリックコメントとして21件の意見が寄せられた。この内、3件の意見を採用して修正をした。

#### 《意見等》

委員：第4次総合計画の検証結果については、いつ頃になったら提供してもらえるのか。

事務局：実際に第4次総合計画の検証結果を使うのは基本計画の検討時だが、検証自体はほぼ終了している。見やすくするための整理が必要となる。

検証では詳細部分について各課とヒアリングを行った。進捗状況の把握もして、細部に渡る検証を行ったものだが、次回の審議会に示すことを約束する。

委員：検証結果については了解したがもう一点確認したい。総合計画は議会承認が必要との説明があった。議会は3ヵ月ごとに予定されているが、議会説明の関係で9月までにどこまで審議が進捗している等、議会への説明の絡みが出てくるのか。それとも独自に進めて3月に終わったということでも良いのかを確認したい。

委員：自治基本条例の際は議会に意見を聞いたが、総合計画では意見を聞くのか。

事務局：議会の意見等を聞くこともあるだろうが、議会には審議会の議決事項を中心に説明することを考えている。計画的に進めなければならないとは思っているが、それについては時間をもらいたい。

委員：7月以降は毎月定例会を開催するとの説明だったが、いつまでに何を決める等を調整したものが出てくると理解してよいのか。

事務局：そのとおり。基本骨子さえできれば一つずつ進めることができると考えている。しかし、骨子が決まらなければ次に進めることはできないので、

まず基本となる骨子について意見をいただき慎重に進めていきたいと思う。

会 長 : スケジュールについては、資料のとおりで良さそうである。

#### (5) 第5次総合計画基本構想(案)について(資料6により事務局説明)

- ・ 基本構想骨子(案)と同様に、全体のイメージや枠組みとして示されている関係があり、ダミーとなっている部分があることを理解願いたい。
- ・ (3) 骨子(案)で説明した詳細な資料である。現行の第4次総合計画の第2編までが示されており、これが議会の議決が必要となる部分である。
- ・ 総論のキャッチフレーズについては庁内で検討する。
- ・ 現行の第4次総合計画後期基本計画は、平成26年度が計画終了年度となっていたが、基本計画策定時の想定を上回るスピードで世の中が変化しているため、計画期間を1年前倒して、第5次総合計画は平成26年度から平成35年度までの10ヵ年度計画として作成する。
- ・ 総合計画は町の定める最上位の計画となる。第5次総合計画は協働のまちづくりを進めるため町民参加型の計画とする。
- ・ 従来は総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造だったが、第5次総合計画では基本構想と、従前の基本計画と実施計画を合わせた基本計画による二層構造とする。神奈川県や松田町でも二層構造で作成している。
- ・ 三層構造とした場合は実施計画も作るようになるが、実施計画は職員用のため町民が見ることはない。二層構造にする理由は、町民も見ることができなければ実行性が伴った計画となることが難しいためである。今までの基本計画よりも細かくしたものとして、町民の目が行き届くようにしたいと考えている。
- ・ 今回の計画では目標数値の設定も考えている。例えば審議会には男女共同参画を図るため10年後は女性が3割入れる等である。全ての内容に入れることはできないだろうが、各課の主だった仕事については目標数値を立てたいと考えている。
- ・ P4までは概ね固まった原案となっているため意見を出してもらいたい。P5～6は第4次の内容を仮に記載したものである。
- ・ P7は町民アンケートの結果として、基本的にアンケート調査結果の形で示したい。
- ・ P13～14について、基本となる10項目を載せたため、審議委員に意見を出してもらいたい。
- ・ P18の将来人口フレームについて、平成22年国勢調査結果をもとに推計したところ、計画終了年度である平成35年度には9,376人という推計結果が出たが、実現の可能性を考えた定住対策等を実施する計画とするとして、目標人口を11,000人とした。

《意見等》

委員： 検証のために数値目標を掲げてP D C Aを進めることは良いことと思うが、町長が実行した施策の成果として、町長の任期中で客観的な評価が必要と考える。評価されることで町長のやり甲斐も出ると思うため、町長の任期が終わる時に公表できるように、基本構想の中に町長の施策評価についてチェック項目とするように考えられればと思う。

事務局： 検討はしなければならないと思うが、現町長の任期は平成26年7月までである。第4次計画の検証については出せるが、第5次計画については平成26年4月から実施するため、来年の4月～7月までは現町長の任期中ということになるため、その後の4年間の話ということになる。

委員： 後付けの検証になるのはどうかと思うため、早めに検証方法や評価基準等を考えておくことができないかという意味である。計画の前期と後期という意味でなく、町長の任期という意味である。

委員： 町長が出すマニフェストは政治家としての政治宣言というもので、自己評価をして発表もしており、これは町長の判断だと考える。

総合計画について町長の任期に合わせて評価することは難しい面があると思う。総合計画では5カ年の基本計画期間を定めるため、5年ごとに評価して前期の評価を後期の5カ年につなげる必要があると思う。町長のマニフェストと総合計画は別物である。

委員： しかし、首長のマニフェストをもって総合計画とするため、総合計画の策定が不要と考えている自治体もあるため、整合性を持たないのはどうかと考えた。

委員： マニフェストは町長の政治姿勢を具体的に示したもので、その姿勢が総合計画にいきってくるものだと考える。町長の思いや審議委員の皆さんの思いが総合計画の中に具体的に反映されてくるということである。

委員： その評価にあたって、任期の中で評価してもらえれば町民も分かりやすいと思った。

事務局： 例えば、町長が選挙公約として掲げて町長に当選したとしても、実際に町長となって財政面等を見ながら判断しなければならなくなるためや、実現性のあるものを計画に位置づけなければならぬため、総合計画とは若干の差が生じてくると思うので、総合計画は総合計画の中で評価していくことにしたい。

委員： 整合性は必要ではないか。

委員： 政治家としての町長はマニフェストを評価して、このような進捗率で頑張ったということになるのだろう。

委員： 三層構造から二層構造にするとの説明だが、三層構造の基本計画は理念として書いてあると思う。二層構造では今までの基本計画と実施計画を合わせたものとする以上は、詳細部分も必要になって時間もかかると思う。

事務局： 事務局として整理した上で出していきたいと思う。その際は分かりやすく書ける範囲で書く必要があると思う。町民目線で示していきたいとい

う決意である。

委員：松田町と同じようなものを考えているのか。

事務局：そのとおり。理念の下に分かりやすく表記したいと思っている。

会長：質問を含め、意見を出してもらいたい。

事務局：了解した。意見については4月22日までに出してもらいたい。また可能であれば項目別に意見を出してもらいたい。また、意見を出す際は理念部分と実施部分に分けてもらいたい。その意見を内部で検討した上で審議会に出していきたい

## (6) その他

### 事務連絡

- ・ 審議会については1回ごとに、委員報酬を支払うこととする。
- ・ 次回会議は7月を予定しているが開催の1ヵ月以上前には連絡する。なお、会議は14時～17時までの時間を予定している。
- ・ 2名の委員から、毎月第3水曜日は出席できない旨を聞いたが、7月中で都合が悪い日が分かっている場合は事前に連絡をしてもらいたい。